

# 住まい再建のための支援制度

すでに申請が始まっている、または内容が発表されている支援制度については「生活再建に向けた支援ガイドブック」の該当ページにて、詳細をご確認ください。

**受付中** 申し込みや申請を受け付けている支援制度

**予定** 今後追加される予定の支援制度

**① 受付中** リ災証明書の発行 ガイドブック▷1-(1)

被害程度を証明します。  
各支援制度を申し込む際に必要になる場合があります。

問い合わせ 総務課税務グループ ☎ 27-2481

**② 受付中** 被災者生活再建支援制度 ガイドブック▷2-(1)

地震により住宅に被害を受けた世帯を対象に、支援金を支給します。

問い合わせ 町民福祉課福祉グループ ☎ 26-7872

**③ 受付中** 義援金の配分 ガイドブック▷2-(13)

地震により住宅に被害を受けた世帯を対象に、義援金を配分します。  
※被災住宅を応急修理された方への追加支給があります。

問い合わせ 総務課財政グループ ☎ 27-2481

**④ 予定** 住宅被害見舞金（北海道）

災害により居住している自己所有の家屋ならびに借家に被害を受けた世帯主に対し、北海道自然災害に伴う住家被害見舞金支給要綱に基づき、住家被害見舞金を支給します。

**⑤ 受付中** 被災家屋の解体撤去 ガイドブック▷1-(5)

甚大な被害を受けた被災家屋について所有者の依頼に基づき、町が所有者に代わって解体・撤去します。  
※申し込み期限の延長があります。

問い合わせ 町民福祉課町民生活グループ ☎ 080-2783-0489 080-2873-0490

**⑥ 受付中** 被災住宅の応急修理 ガイドブック▷1-(4)

災害により大規模半壊または半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して被災した住宅の壊れた屋根、基礎、ドア等の開口部、上下水道の配管、電気配線等の日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理を支援します。

問い合わせ 建設課建築住宅グループ ☎ 27-2325

**⑦ 予定** 宅地復旧支援補助金（仮称）

被災者がおこなう宅地の復旧・改良工事に要する費用の一部を助成します。

- 対象工事：住宅基礎の傾斜復旧工事（ジャッキアップ等）、住宅建屋下の地盤改良工事等
- 対象宅地：戸建住宅、アパートおよびマンション、店舗（事務所）併用住宅等
- 補助率：調整中

※店舗、事務所、工場、事業用倉庫、住宅となる家屋がない倉庫が立地する土地などは対象外

問い合わせ 建設課建築住宅グループ ☎ 27-2325

**⑧ 受付中** 災害復興住宅融資

地震等の災害により被害が生じた住宅の所有地または居住者で、地方公共団体から「リ災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための建設・購入・補修資金に対する融資です。

問い合わせ 独立行政法人住宅金融支援機構（災害専用ダイヤル）☎ 0120-086-353

**⑨ 予定** 住宅再建融資利子助成（仮称）

町内で自宅を再建するために金融機関等から融資を受けた場合、その利子の一部を助成します。

**⑩ 受付中** 災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）

地震等の災害により被害が生じた住宅の所有地または居住者で、地方公共団体から「リ災証明書」を交付されている満60歳以上の方が利用できる住宅復旧のための建設・購入・補修資金に対する融資です。月々のご返済は利息のみとし、借入金の元金は申込人（連帯債務者を含む。）全員が亡くなったときに一括して返済する「リバースモーゲージ型」の融資です。

- 月々の返済は利息のみ
- 借入金の元金は、申込人（連帯債務者を含む）全員が亡くなったときに、相続人の方から、手元金による支払、または融資住宅および土地の売却等の方法により一括で返済
- 融資住宅及び土地の売却金等により返済した場合は、債務が残った場合でも相続人には請求しない
- 申込人が存命中に元金の全部を繰り上げて返済した場合、または申込人全員が亡くなったときに相続人が手元金等で完済された場合には融資住宅を売却する必要はない

問い合わせ 独立行政法人住宅金融支援機構（災害専用ダイヤル）☎ 0120-086-353

**⑪ 予定** リバースモーゲージ利子助成（仮称）

リバースモーゲージ型融資を活用して町内で自宅を再建するために金融機関等から融資を受けた場合、その利子の一部を助成します。